

注意事項と税制上の優遇措置について

《ご注意事項》

学校法人立命館の設置する学校（大学・大学院含む）への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄附金を除きます）。また、文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の收受は禁止されております。

入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍されており、その保護者様に対し募集している寄付をされる場合や、入学辞退等により結果的に入学されない場合も「入学に関してする寄附金」とみなされます。そのため、子女様等が最高学年で内部進学を予定されている場合や、在籍している子女様等とは別の子女様等が学校法人立命館の設置する学校の受験を予定されている場合、入学願書の受付開始日以降のご寄付はお控えください

本校に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置（「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれか）を受けることができます。

個人によるご寄付の場合

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	{(寄付金額*1-2000円)×40%}*2	寄付金額*1-2000円
申告方法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。	

*1 年間総所得額の40%が限度額です *2 所得税額の25%が限度額です。

《 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます 》

本学が条例指定を受けている地方自治体（2023年4月現在）

京都府・滋賀県・大分県・大阪府・京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※住民税の寄付金控除についての詳細は、各自治体のホームページ等をご確認ください。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承ください。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

《ご連絡およびお問合せ先》

立命館小学校事務室

〒603-8141 京都市北区小山西上総町22番地 Tel.075-496-7777 Fax.075-496-7770